

分布記録ならびに標準和名に関する原稿の投稿カテゴリー判断基準について

2024年11月5日制定

これまで、魚類学雑誌では「原著論文」と「記録・調査報告」のカテゴリーを設けていましたが、特に分布記録や標準和名の提唱に関する分類系の論文においてカテゴリーの判断基準がわからないという意見が寄せられました。そこで、編集委員会では新カテゴリー「和名の提唱・改称・由来」を設けるとともに、さまざまなケースを想定して投稿カテゴリーの判断基準を具体化しておくこととしました。ただし、これは原則的なものですので、個々の状況を鑑み、最終的には編集委員会でカテゴリーの妥当性を判断することとします。投稿カテゴリーの判断に迷う場合は、編集委員長と主任編集委員に問い合わせてください。

【原著論文】

●日本初記録

- ・日本初記録種（亜種）に関する記載を伴う原稿を対象とする。
- ・原則として分布実体が疑わしい種の確実な日本初記録は「記録・調査報告」とする。
- ・原則として外来種（亜種）の初記録は掲載せず、記録・調査報告などのカテゴリーで受け付ける。
- ・最終的な掲載判断は編集委員会が査読者の意見を踏まえて決定する。

事例1) 日本で初めて分布が認められた種（亜種）の報告：「原著」での掲載可。

事例2) 従来「和名：〇〇ウオ，学名：*Aaaa bbbb*」に同定されていた日本産種が日本未記録の「和名：〇〇ウオ，学名：*Aaaa cccc*」に再同定された場合：「原著」での掲載可。

事例3) Author (2020)が日本産標本に基づき標準和名を提唱せずに新種 *Aaaa dddd* を公表した。その後、本種が改めて日本の海域から採集されたため、著者 A が新標準和名を付して記載した：原則として「原著」での掲載不可。「和名の提唱・改称・由来」への投稿を推奨する。

事例4) 日本産種として記録のある種 *Cddd aaaa* の分布記録を精査した結果、確実な記録を欠くことが判明した。そこで、「標本に基づく *Cddd aaaa* の確実な日本初記録」として記載した。

→ 4a) *Cddd aaaa* の国内分布が周知の事実（多数の水中写真が図鑑に掲載、多数の文献に掲載等）である場合：原則として「原著」での掲載不可。「和名の提唱・改称・由来」への投稿を推奨する。

→ 4b) *Cddd aaaa* の国内分布が長らく疑問視されていた場合：原則として「原著」での掲載可。

●その他、日本における生物地理学的・保全学的に重要な記録

- ・絶滅（亜）種の再発見等、学術的・社会的なインパクトが大きい内容については日本既知種であっても編集委員会判断で原著論文での掲載を認める場合がある。場合によっては、自然保護委員会や標準和名検討委員会などの委員会の意見も参考にする。

【記録・調査報告】

●分布記録

- ・生物地理学的に重要な記録を掲載対象とする。分布域の更新（東西南北）を基本とし、原則として地域・都道府県初記録といったローカルな記録や単なる分布の空白地を埋める記録は掲載しない。仔稚魚のみの記録による無効分散（死滅回遊）と思われる記録は原則的に受け付けない。記録以外の生物学的新知見を含む場合は掲載（「原著論文」への移動も含む）を認める場合もある。
- ・保全学的に重要な種の新たな記録。例えば、国外由来の外來種の日本初記録や、自然分布と考えられていた在来淡水魚個体群が導入（国内外来）であることが判明した場合は掲載対象とする。一方、二例目以降の新たな導入地域の発見については、付加的な新知見がある場合にのみ受け付ける。場合によっては、自然保護委員会などの委員会の意見も参考にする。最終的な掲載判断は編集委員会が査読者の意見を踏まえて決定する。
- ・記録は同定の再現性を担保する証拠資料（標本が望ましい）の保管を必須とする。

【和名の提唱・改称・由来】

●日本産魚類における新標準和名の提唱および由来の説明

- ・すべての分類学的単位（タクソン）で受け付ける。

事例 5) 標準和名をもたない日本産既知種に対して新標準和名を提唱した（和名の提唱以外の生物学的な新知見は備えない）。

事例 6) 最新の系統分類学的研究によって再編された標準和名をもたない高次分類群に対して新標準和名を提唱した。

事例 7) 海外誌において公表した日本産新タクソンおよびその新標準和名に関して、当該和名の由来を説明した。

●外国産魚類における新標準和名の提唱

- ・原則として「食品表示基準(平成 27 年内閣府令第 10 号)」の「魚介類の名称のガイドライン」に関わる輸入魚類に該当する事例を対象とする。投稿者は「魚介類の名称のガイドラインに係る魚類の新標準和名の提唱手順実施要領」（下記リンク先）に定められた事項を遵守する必要がある。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/case_001/

●その他、標準和名の改称・異名・同名等に関わる処理

- ・原則として日本魚類学会が発行する「魚類の標準和名の命名ガイドライン」を踏まえた処理のみを扱う。

注)「和名の提唱・改称・由来」は、編集委員会の判断と必要に応じて標準和名検討委員会の意見で掲載(基本的に査読無し)。ただし、以下に該当する原稿は、「原著論文」あるいは「記録・調査報告」として受け付けることもある。

1. 和名の提唱・改称・由来説明にとどまらない新知見を含む原稿
2. 以下に挙げる理由等により審査にあたって比較的高度な判断／専門知識を必要とする原稿
 - ・提唱・改称にいたった経緯ならびに和名の適用範囲や基準標本をさだめるうえでの論理が複雑である
 - ・多数のタクソンを網羅的に対象とする
 - ・提唱・改称の潜在的な波及効果が大きい

例：馬淵ほか(2015) 魚類学雑誌 62(1)29-49, 黒木ほか(2022) 魚類学雑誌 69(2)169-182